

第55回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

平成30年12月19日 開会

伊方町議会

第55回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	平成30年12月19日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	12月19日 10時00分宣告
応招議員	1番 高月 芳人 2番 木嶋 英幸 3番 末光 勝幸 4番 竹内 一則 5番 清家慎太郎 6番 福島 大朝 7番 菊池 隼人 8番 小泉 和也 9番 中村 敏彦 10番 吉川 保吉 11番 阿部 吉馬 12番 吉谷 友一 13番 菊池 孝平 14番 中村 明和 15番 高岸 助利 16番 山本 吉昭
不応招議員	なし
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 中田 克也 書記 岩村 寿彦 書記 奥山 清司 書記 松下 洋二
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 爲俊 教 育 長 河野 達司 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 鶴久森伸吾 総 合 政 策 課 長 橋本 泰彦 町 民 課 長 菊池 暁彦 保 健 福 祉 課 長 坂本 明仁 建 設 課 長 寺谷 哲也 産 業 課 長 田中 洋介 瀬 戸 支 所 長 大森 貴浩 三 崎 支 所 長 大野 信幸 上 下 水 道 課 長 小野瀬博幸 会 計 管 理 者 黒田徳太加 教育委員会事務局長 菊池 嘉起 地域振興センター所長 兵頭 達也
町長提出議案の項目	報告第7号 寄附採納について 議案第89号 伊方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について 議案第90号 伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について 議案第91号 伊方町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について 議案第92号 伊方町集会所条例の一部を改正する条例制定について 議案第93号 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について 議案第94号 伊方町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第95号 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議員提出議案の項目	なし

委員会提出議案の項目	なし	
その他	なし	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。 (会議規則第 21 条)	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。 (会議規則第 127 条)	
	5 番 清家 慎太郎議員	6 番 福島 大朝議員

伊方町議会第55回定例会議事日程（第1号）

平成30年12月19日(水)
午前10時00分 開 議

- 1 開会宣告
- 1 町長招集挨拶
- 1 議事日程報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 会期の決定
- 〃 第 3 諸般の報告「定期監査報告並びに例月現金出納検査結果報告」
「慶事報告」
- 〃 第 4 一般質問
- 〃 第 5 寄附採納について (報告第7号)
- 〃 第 6 伊方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例制定について (議案第89号)
- 〃 第 7 伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について (議案第90号)
- 〃 第 8 伊方町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について
(議案第91号)
- 〃 第 9 伊方町集会所条例の一部を改正する条例制定について (議案第92号)
- 〃 第10 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一
部を改正する条例制定について (議案第93号)
- 〃 第11 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて (議案第94号)
- 〃 第12 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
(議案第95号)

- 1 散会宣告

開会宣告（10時00分）

○議長（山本吉昭） おはようございます。

これより、伊方町議会第55回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、全員であります。よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（山本吉昭） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、伊方町議会第55回定例会を召集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、感謝を申し上げます。

また、日頃から町政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今年も残すところ後わずかとなりました。

今年1年を振り返ってみますと、やはり最大の出来事といたしましては「平成30年7月豪雨」であり、県内に甚大な被害が発生したところでございます。

被災されました皆様に対しましては、改めてお見舞いを申し上げますと共に、亡くなられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。

本町におきましては、幸いに人的な被害はありませんでしたが、南予用水の送水管の破損に伴います断水や町道、農道、園地の崩壊等がありました。現在、順次、対策工事などを実施しているところでございます。

日頃から「安心安全のまちづくり」には力を入れて対応をしておりますが、更に「ヘリポートの整備」及び「防災カメラの設置」など新たな取り組みも進めており、今後も更に防災安心安全対策について努めてまいりたいと考えております。

その他、町政運営のこの1年に関しましては、まずは農業、水産業等地場産業の振興についてでございます。

柑橘栽培を中心とした農業、豊かな海に恵まれた水産業の振興につきまして、各種事業に取り組んでまいりましたが、今後とも、伊方の素材を活かした農漁商連携の特産品開発推進など、6次産業化も含めまして、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

少子化子育て対策につきましても、引き続き、町内で働くための環境づくり、安心して子育てが出来る環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

そのためには、「若い世代が魅力を感じる「しごと」を増やす」ための職場環境を整備することなどにも、取り組む必要があると考えているところでございます。

空き家対策と移住定住対策につきましては、町の空き家バンク事業が開始いたしまして2年とな

りまして、徐々にではありますが成果が出ているところでございます。

今後も引き続き、移住フェアの開催など、佐田岬半島の豊かな自然環境のPRなどを始め、移住相談や移住交流の取り組みに積極的に取り組んでまいりたい、伊方町のファンを増やしていきたいと考えております。

観光振興につきましては、佐田岬灯台の点灯から100年が経過をし、これからも町の観光のシンボルと位置付け、「はなはな」の整備、佐田岬ワンダービューの開催など、多くの方が伊方町に訪れていただけますように、様々な観光施設、観光事業の工夫や魅力ある行事を実施をしてまいります。

以上のとおり、今年1年を振り返ってみましたが、いずれの事業につきましても、町の重要施策といたしまして、今後におきましても積極的に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、伊方原子力発電所について申し上げます。

伊方2号機につきましては、1号機に引き続き、事業者側として廃炉の判断がなされました。1号機と同様に今後、廃炉計画の了承をもって、長期間に亘る廃炉作業となりますが、引き続き、安全を第一に取り組むように求めてまいります。また、3号機につきましては、運転差し止めの仮処分決定により、計画外の長期停止となっておりますが、異議審の決定によりまして、10月に定期検査を終え、通常運転が再開されたところでございます。

伊方発電所の運転につきましては、今後も日常の安心安全を最優先に、適切な情報収集と情報公開に努めるなど、不断の取り組みを四国電力に求めてまいる所存でございますので、議員各位には、引き続き、伊方発電所の安全確保に対する、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今定例会にご提案いたします案件でございますが、

- ・報告案件が1件
- ・条例の改正議案、7件
- ・平成30年度一般会計及び特別会計補正予算、5件。
- ・工事請負契約の変更に関する議案、3件でございます。

いずれの議案も町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。

会期中よろしくご審議のうえご決定いただきますようお願い申し上げ、私の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

議事日程報告

○議長（山本吉昭） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手許に配布してあるとおりであります。

それに従いまして、議事を進めてまいります。これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山本吉昭） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番 清家慎太郎議員、6番 福島大朝議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（山本吉昭） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月21日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、3日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（山本吉昭） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手許に配布しておりますとおり、監査委員から地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査報告書並びに同法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

次に、慶事報告をいたします。四国地区町村議会議長会表彰であります。この表彰は、四国地区町村議会議長会表彰の規程に基づき、「19年以上在籍し、功労のあった議員」に対し、表彰されるもので、去る10月18日に開催された四国地区町村議会議長会研修会において、「菊池孝平議員」、「中村敏彦議員」、「小泉和也副議長」が表彰を受けられましたのでご報告いたします。お三方の今後益々のご活躍を祈念申し上げ慶事報告を終わります。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（山本吉昭） 日程第4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出されておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順により、末光勝幸議員、中村明和議員、木嶋英幸議員の順にお願いいたします。

初めに、末光勝幸議員一般質問をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 平成の時代が終わろうとしていますが、当町におきまして原子力発電所1、2号機の廃炉の方向が決まり、まちづくりの方向が大きいかかわるおえません。また、人口も細かい数字で合併時1万4,787人いた人口が11月末で9,416人に減っております。町民の町政の在り方につ

いても求められるものも大きく変わってこようとしています。そこで、2つの大綱についてお伺いをいたします。

大綱1「おくやみコーナー」の新設について、少子高齢化により、出生は毎年40人前後であります。平成29年は189人、平成30年は、現在までに195人と毎年200人近い町民の方が死亡されております。

死亡に伴い、様々な書類手続きが必要となります。一部、葬儀社が代行していますが、20項目以上の書類手続きが必要となり、遺族にとっては、負担なのが実態だと思われれます。

別府市では「おくやみコーナー」を大分県で初めて新設し、手続きの煩雑さを軽減し、市民サービスに努めています。当町におきましても、そのようなサービスは、いち早く取り入れて、町民の利便性を図ることが求められていると考えますが、町長の所見をお伺い致します。

大綱2「原子力発電所関連の歳入等について」(1) 伊方原子力発電所3号機が10月27日に再稼働しました。再稼働には賛否両論があると思いますが、原子力発電所があることにより、様々な補助金、交付金、固定資産税、核燃料税等の優遇を当町が受けているが現実でございます。

そこで、あらためて、当町が歳入等にどのような優遇を受けているのかお伺いをいたします。

(2) 1、2号機は廃炉になることが決定しておりますが、今後、どの程度の歳入減が予測されるのかお尋ねいたします。

最後に(3) 歳入減になることに、町として今後どのような対応していくのかお伺いを致します。

以上、2つの大綱について質問をさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員のご質問にお答えをいたします。

まず、大綱1「おくやみコーナーの新設について」のご質問でございます。

人生の節目節目に必要な窓口での手続きの中で、死亡に関する手続きが最も煩雑となっております。

ご指摘のとおり、大分県別府市が平成28年5月に設置をした「おくやみコーナー」では、亡くなられた方についての情報をいただき、死亡に関する関係書類を一括して作成すると同時に、各課に情報を提供することで必要な手続きを選別し、手続きの必要な課へご案内するか、担当課職員が順次コーナーに出向いて手続きを完了する仕組みとなっており、設置後は好意的な意見が届いていると伺っております。

さて、伊方町の現在の手続きでございますが、死亡届、斎場及び霊柩車の手続きに来られた、主に業者の方に、死亡に関する手続きを一度の来庁で完了するために、必要な持参物等の一覧をお渡しし、遺族の方に対し、後日、来庁していただきたい旨をお伝えいただくようにしております。

後日、来庁された際には、葬儀を終えて疲弊した遺族の方に寄り添い、負担を軽減するために、町民課の戸籍等の手続き終了後は、まず年金、そして国民健康保険や後期高齢者医療保険、その後

は保健福祉課、上下水道課にもおつなぎをするなど、各課の各担当職員が町民課窓口まで順次出向き手続きを行っているところでございます。

さらに介護保険につきましては、後期高齢者医療保険と書類を兼ねることにより、ご記入いただく回数を減少させるなどの工夫をし、専用コーナーを設けているわけではございませんが、限られた窓口スペースの中で、各課の連携を密にし、以前からワンストップ化に取り組んでいるところでございます。

また、手続きは、身近な各支所においても可能となっており、職員には研修の参加など、業務知識を習得させ、本庁に、たらい回しにすることのないように取り組んでおります。

確かに、大切な家族を亡くしたばかりの遺族の方にとって、死亡時の行政手続きはわずらわしいもので、そうそう経験するものでもないために戸惑う方も多いと考えております。

専任の職員の配置による専用コーナーの設置ということは想定をいたしておりませんが、町民課の窓口一箇所で手続きが完了することを事前に周知し、安心して来庁していただくこと、初めて来庁された方に対する、窓口への分かりやすい誘導のための看板設置も必要であると考えております。

いずれにいたしましても、議員ご指摘の点を踏まえまして、町民の皆様へ寄り添う気持ちを常に持ち、工夫を積み重ねながら、窓口の手続きの改善に取り組み、町民サービスの向上と町の業務効率化に努めてまいりたいと考えております。

以上、大綱1の答弁とさせていただきます。

次に、大綱2の「原子力発電所関連の歳入等について」のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の「当町が歳入等においてどのような優遇を受けているのか」でございますが、原子力発電所立地町特有の財源につきましてのご説明とさせていただきます。

現在、町が交付を受けている電源三法交付金は、電源立地地域対策交付金、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金の再稼働枠と廃炉枠、広報調査等交付金の4つでございます。

それぞれの交付額につきましては、平成29年度の実績額で、電源立地地域対策交付金が約9億7千万円、基盤整備支援事業交付金の廃炉枠が約2億6千万円、再稼働枠は本年度より交付を受けるものでございますが、その限度額が約1億7千万円となっております。

広報・調査等交付金につきましては、平成29年度の実績で約1,300万円となっております。

次に税関連でございますが、伊方発電所の償却資産に課せられる固定資産税が、平成29年度で約17億円、愛媛県が課税する核燃料税を財源とする、県から町への核燃料税交付金が9千万円となっております。また、本年度より課税を行う使用済核燃料税は、約3億3千万円となっております。以上が、原子力発電所関連の歳入等の主なものでございます。

次に、2点目の「1、2号機廃炉で、今後どのような歳入減が予測されるか」についてでございますが、廃炉により大きな影響を受ける財源としては、電源立地地域対策交付金でございますが、1号機の廃炉により限度額算定に大きな影響を受けた平成29年度は、約3億1千万円の減額となりました。

2号機の廃炉による来年度の交付金限度額への影響は、現在算定中でございますが、発電量実績

等も算定基礎となることから、3号機の長期停止の影響も考えますと、1号機の廃炉の際以上の減額になると見込まれます。

ただし、廃炉による様々な地域経済への影響緩和のための財源として、廃炉の翌年より10年間、先ほど申し上げました基盤整備支援事業交付金の廃炉枠の交付が受けられるために、来年度からは2号機の廃止分が増額となる見込みでございます。

次に、3点目の「歳入減になることに、町として今後どのように対応していくか」についてでございますが、現在の町の重要課題といたしましては、定住人口の減少抑制、産業の振興交流の活性化、健康人口の増加、協働による主体的なまちづくりの4点を中心として取り組んでいるところでございます。

また、今後の町財政の見通しにつきましては、立地地域特有の財源も含めた中で「伊方町中期財政見通し」を作成をいたしております。

この中では、財政健全化に向けた取り組みとして、行政の低コストと効率化を図ると同時に、多様化・高度化する町民ニーズに迅速かつ的確に対応できるように、財政改革の推進に取り組むとしているところでございます。

今後、歳入の減少が見込まれる中で、私といたしましてはスクラップアンドビルドを基本として、無駄は徹底的に排除し、一方で将来の伊方の発展のためには思い切った投資を行うという基本的な姿勢で臨んでまいりたいと考えております。

議員各位におかれましてはご理解を賜り、今後とも積極的なご提言を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、末光議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき2回以内と定めます。末光議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） おくやみコーナーにつきましては、看板等の設置をしていただけるような前向きなご答弁がありましたので、安心をいたしましたけれども、それに付随いたしまして、民間企業におきましては、町民での窓口での対応そういったものに関係するもので、顧客満足度というようなものをしょっちゅう皆さんお聞きになると思いますけれども、現在伊方町の窓口職員がどのような対応で評価され、町民にどのような評価をされまた、町民がどの程度の満足度を受けておられるのか、その点をお伺いしたいと思います。どのように感じておられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 正確なところはどうか分かりませんが、来庁された方からは様々な評

価値があるというふうに伺っております。その中で私が、一番気にしているのは、窓口それから役場に来て雰囲気がちよっと暗いんじゃないかというふうなご意見も伺っておりますので、その点については職員とも話合っ、何とか改善点を身に出していきたいなというふうに思っております。その他私共でまだ行き届かない点もあろうかと思っておりますので、議員各位にもそれぞれの町民の声をお繋ぎいただければ、大変ありがたいというふうに思っております。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 実際に職員の管理といいますか、そういったことに心がけおられるのは、副町長さんか総務課長さんが主な業務だと思いますので、どちらかお1人のお2人でも構いませんけれども、どのように捉えておられるのか、現在の状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○副町長（濱松爲俊） 議長

○議長（山本吉昭） 副町長

○副町長（濱松爲俊） いろいろ職員の指導もいろいろやっておりますが、職員からの提案ということで、今年度も出てきました。住民の皆さんの立つ位置に合わせた、例えばカウンターを低くするとかそういうものをやっていきたいというふうなこともやっていきたい。もう直ぐそういう工事に入りたいと思います。皆さんからのいろいろなご質問に対してですね、我々の方ではできれしやるというような職員も提案しております。そういうふうな方法での対応しております。以上です。

○議長（山本吉昭） 以上で、末光議員の大綱1を閉じます。末光議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 大きく歳入等が減ってくるという局面もありますけれども、反対に保管される歳入もあると思いますので、私の解釈では10年近くは現在の状況が続くのかなと思っております。その間、人口の減少も伴い地方交付税が30億あるものが20億ぐらいに減ってくるということが予測されますけれども、その中で町のホームページにもございましたけれども、現在町民1人辺りに換算いたしますと、財務処理が公表されておりますけれども、伊方町におきましては、町民1人辺り約608万の資産がございます。それに比例いたしまして、お隣の八幡浜市は187万でございます。また、負債におきましては、伊方町が126万、八幡浜市が70万ということで、こういったことが八幡浜市におきましても伊方町におきましても財務処理の公表ということで、公表されております。このような結果が現在出ているわけがございますけれども、そのような数字をみまして、町長さんがどのように思われるか、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員、ご指摘のようにこれから財政はしばらくは何とか持ちこたえることが予想されておりますけれども、その後厳しい状況になってくるんじゃないかなというふうな想定はいたしております。でありますので、今後まちづくりの観点においては、今の内に原子力発電所そして農業、水産業、観光産業そういったものに匹敵する何かを町としての新たな方向性を見出していきたい、体力のあるうちに将来に向けてしっかりとしたまちづくりを行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。その点において、今本当に頭を悩ませているところでありますので、今後とも議員の皆さん方と相談しながら、あるいは町民の皆様の声を聞きながらまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） 今後のまちづくりの方向性につきまして、町長が最初に述べられましたけれども、観光面のところに力を入れていくということでございますが、そちらの方の具体例がまだ言い残した部分があるのではないかと思います、もしあればお伺いしたいと思います。なければ結構です。

○議長（山本吉昭） 只今の末光議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） はなはなの整備につきましては、来年の1月にだいたい実施設計が終わるというふうに聞いておりますので、来年度整備を進めて32年の春頃にはリニューアルしたはなはなをオープンさせたいというふうに思っております。その施設をカクにして、伊方町の半島地域の新たな観光資源として、活用してまいりたいなというふうに思っております。その他諸々この三崎半島には、様々な観光資源があるわけでございますので、そういった資源をいかに点から線に結びつけていくかというのが、今後の大きな課題であろうというふうに思っております。

○議長（山本吉昭） 以上で、末光議員の一般質問を終わります。

続いて、中村明和議員、一般質問をお願いいたします。

○議員（中村明和） 議長

○議長（山本吉昭） 中村議員

○議員（中村明和） 皆さん、おはようございます。議長より一般質問の許可を得ましたので、大綱で2点質問いたします。

大綱 1 伊方町観光移住促進策について、平成 17 年に新伊方町が生まれ、平成 31 年には平成の時代が終わります。13 年数ヶ月の間、伊方町の人口減少は著しく、活気ある町づくりをするには、観光振興、移住促進対策が急務ではないか、お伺いいたします。

松山空港から車で 2 時間、大分県佐賀関港から国道九四フェリーで 1 時間 10 分で、自然豊かな日本一細長い佐田岬半島に来られます。私は決して、交通の便が不便だとは思っていません。

伊方町には観光資源がたくさんあります。遊覧船で佐田岬灯台めぐり、速水の瀬戸の潮流体験、船上海鮮バーベキューなど、海を活用したプラン。また、360 度の絶景が見られる伽藍山展望台、井野浦ムーンビーチのキャンプ場や伊方原子力発電所も四国電力さんの協力を得れば、資源の一つだと思っています。

自然豊かな佐田岬半島を全国にアピールし、観光客を呼び込めば移住促進にも繋がるのではないのでしょうか。そして、移住促進策を考える時、働く場所だと思っています。そのためには企業誘致ではないのでしょうか。電気の町、伊方町にあっては、四国電力さんの協力が欠かせないのではないのでしょうか。

そこで、3 点ほど町長にお伺いいたします。

(1) 平成 29 年 3 月議会に私が一般質問しました。「伊方町の観光産業について」の中で、町の遊覧船での岬めぐり、佐田岬灯台、速水の瀬戸の潮流体験、船上海鮮バーベキューに町長は、前向きな答弁だと思いましたが、その後どのようになっているのでしょうか。

(2) 平成 32 年度には大型の観光交流施設が完成の予定ですが、佐田岬灯台めぐり観光やツーリズム協会との組み合わせは、どのように考えているのか。

(3) 私は移住者、特に子育て世代の皆さんには、自然環境、子育て環境のよい伊方町に魅力を持ってもらえんと思います。企業誘致や移住促進をどのように取り組まれているのかお伺いいたします。

大綱 2 再生可能エネルギー発電施設の適正なガイドラインについて、先の 9 月議員全員協議会で伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置、管理に関するガイドラインについて、総合政策課から丁寧な説明が有りました。が、私は大変甘いガイドラインではないかと危惧する思いです。

と申しますのは、私は平成 19 年から灘地区常会長、サザエバヤ地区常会長の要請で「三崎ウインドパワー社」が営業している、風力発電施設の騒音問題に取り組んでまいりました。10 月には前山下町長に要望書提出時に同席、11 月には愛媛県議会議長に要望書提出時に同席、議長より前向きな対応をしていただきました。その間、平成 19 年 6 月、三崎ウインドパワー騒音調査結果説明会に出席し、商社丸紅株式会社の担当者とお話をすることが出来ました。

その後 2 回、灘、サザエバヤ地区合同騒音対策勉強会に出席をしてまいりました。また、担当者が三崎に来られた時にも代表者と二人で要望をしてまいりました。灘、サザエバヤ地区 4 基の夜間停止、騒音防止工事（寝室への防音サッシ及び寝室・居間へのエアコン設置）は丸紅だからしていただいたと思っています。小さな会社では、出来ないことだと思っています。小型風力発電施設でも、必ず騒音問題が起きてくると思われます。生態系の破壊、自然環境の破壊。

町長はこれから観光振興に力を入れていくと言われていますが、町にとってなんらメリットはないと思います。愛媛県に風車に関しての県条例はなく、県内の市町村でも条例がないと思います。

風車の町、伊方を全国にアピールするためにも、県内初の風車を環境影響評価条例の対象にして、条例制定を早急に作るべきだと思います。

町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（山本吉昭） 只今の中村議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 中村議員のご質問にお答えをいたします。

大綱1は、「伊方町観光移住促進策について」に関するご質問でございます。

今後の伊方町におきましては、観光産業の振興、移住促進対策が伊方町の命運を握る大きな政策の柱であると認識をいたしております。

まず、観光産業の振興ですが、各種イベントや佐田岬灯台周辺整備「はなはな」の新規整備など、訪れた方に新たな魅力を提供できるようにブラッシュアップに努めているところでございます。

議員ご指摘のとおり「観光資源はたくさんある」わけでございますが、観光産業の実施者はあくまでも町民であり、それを支援していくのが町の仕事と考えており、観光産業は町民のやる気や盛り上がり、自立性なしでは、成り立たないものと考えております。

その町の支援策でございますけれども、なかでも人を呼び込むPRにつきましては、外国人観光客によるインバウンド市場にも対応できるようにパンフレットの製作を来年度に進めてまいりる考えでございます。

さらには、12月1日に受賞作品を発表した佐田岬ワンダービューでは、全国から我々も見たことのない佐田岬の素晴らしい動画が55作品集まりました。現在、最終選考に残った10作品のみ公開をいたしておりますが、ことあるごとにこれらの映像を使って佐田岬の海に囲まれた素晴らしい自然を全国にPRしてまいりたいと考えております。

さて、議員ご質問の1点目「船を活用した観光について」でございます。

クルージング等の自主企画イベントは、2年前の「いやしの南予博」で企画された事業であります。現在も佐田岬ツーリズム協会の体験プログラムの一つとして継続しており、町でもPR、イベント時の活用等で支援を続けております。

平成29年3月に中村議員の質問に対しまして、「南予博でのクルージングなどの町民の方々の自主企画イベントについて継続・進化していけるように支援する。」と答弁させていただきましたが、クルージング事業につきましては、あらたに漁業体験プログラムとして三崎地域の漁業従事者を中心に開発中であり、来年度には試験的な開催も計画をいたしております。具体的には、次年度にクルージング用の栈橋の整備を計画しており、船への安全な乗降施設を整備し、新規参入事業者の掘り起こしや体験プログラムでの活用を考えているところでございます。「はなはな」の平成32年度供用開始に併せた本格的な稼働に向けて、事業を進めているところでございます。

次に、「はなはな」とツーリズム協会との組み合わせについてでございます。「はなはな」につきましては、平成 32 年度の供用開始を目指して現在、実施設計中ではありますが、供用開始にあたりましては、施設自体の魅力もさることながら飲食やイベント、体験プログラムなどのソフト面の充実が、観光交流拠点施設として永く愛される秘訣と考えておりますので、これらの取り組みに関しましても継続・進化していけるように支援をしてまいります。

さて、佐田岬ツーリズム協会は、観光資源の豊富な伊方町で、町民及び伊方町を訪れる人々に対して観光情報の発信、提供を行うとともに、旅行商品の企画、開発、販売等を行い、町の活性化を図る目的で平成 18 年 6 月に設立された N P O 法人であり、佐田岬はなはなが供用開始となりました平成 27 年 4 月より指定管理者として、佐田岬はなはなの運営に携わってきたことはご案内のとおりでございます。

町といたしましては、当初からの着地型旅行商品の開発、営業による地域の活性化という目的を果たすべく、体験プログラムを充実させ、クルージング事業等の町民による自主企画やはなはなにおけるイベント等を開催し、町を活性化する役割を担っていただきたいと考えておりますが、協会として、今後どのような活動を展開していくのか、現在、協会側からの回答待ちの状態となっております。その計画が出ましたら、なるべく早い時期に関係者のご意見を賜りながら、方向性を見出していきたいと考えております。

次に、3 点目の「企業誘致や移住促進をどのように取り組むのか」についてでございます。

議員の言われますとおり、移住者や子育て世代の皆さんに対しましては、町の自然環境や子育て環境の魅力を持っていただくことが、企業誘致や移住促進にとっても重要であると考えております。

町といたしましては、「伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づきまして、企業誘致では、基本目標の「若い世代が魅力を感じる「しごと」を増やす」としまして、起業家への支援事業や企業及び研究施設の誘致などを行うとしております。

また、取り組みの例といたしましては、町出身の起業家による応援団の設立、大学等との連携、地域おこし協力隊の取り組みなどを各事業と連携して行うものとしております。

平成 29 年度の実施内容といたしましては、県外の町出身の起業家に遊休施設を現地視察していただき検討を行っていただいたところであり、今後も連携を密にするなど情報交換を図ってまいりたいと考えております。

また、愛媛県ホームページの「えひめ企業立地ガイド」に、町の遊休施設を掲載をいたしまして、県内外の企業に対しまして情報提供を行っており、数件ではございますけれども問合せも来ている状況でございます。

次に、移住促進につきましても、総合戦略では「U I J ターン希望を実現する住宅整備、受け入れ体制の構築」の取り組みとしまして、住宅及び用地の確保、並びに移住・就業体験の実施などを主な事業として、分譲地の造成・販売、空き家バンクの整備、町有財産の払い下げなどを実施をいたしております。

町では、「伊方町移住・定住促進協議会」が事業を実施をしておりますが、平成 29 年度の主な実

施内容を申し述べますと、移住者の受入体制としまして、伊方町短期宿泊施設「亀ヶ池物語」と、お試し暮らし住宅「二名津住宅」の運営をいたしております。「亀ヶ池物語」は、平成29年7月から開始しまして、145人の宿泊があり、稼働率が約40%。「二名津住宅」は、8月に2か月間、1月に3か月間の2件の利用がございました。

さらに「空家データバンク」としましては、平成30年11月末で、132件の問い合わせがありまして、5件の成約実績となっており、事業の周知を図るために、固定資産税通知書にチラシを同封して制度の周知に努めているところでございます。

また、町特有の「体験メニュー」を協議会会員の佐田岬ツーリズム協会が実施しており、8種類、述べ69回の開催で336人の参加がございました。

その他、東京・大阪の「移住フェア」には、11回出展をいたしまして、102名の方が相談などに訪れていただいております。

この「移住フェア」に出展の際には、質問にもございました「町の豊かな自然環境などのPR」を始め、移住相談や移住・交流の取り組みに関することなどをPRをいたしております。

役場窓口におきましては、転入者に対しまして任意のアンケート調査を平成29年度から実施いたしているところでございます。

企業誘致や移住促進は全国の地方の共通課題であり、市町村間競争が益々激しくなっておりますが、伊方町と致しましてはこのように、伊方町移住・定住促進協議会の事業などをとおして、伊方町の魅力を伝えるPRと移住者の実態などを把握しまして、企業誘致と移住促進に今後とも各種取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

以上、大綱1の答弁とさせていただきます。

次に、大綱の2「再生可能エネルギー発電施設の適正なガイドラインについて」の質問でございます。

「県内初の風車を環境影響評価条例の対象として条例制定を早急に作るべき」とのご質問でございますが、ご案内のとおり「伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」を9月7日付けで制定をいたしたところでございます。

このガイドライン制定の目的といたしましては、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全、優良農地の確保、地域住民との合意形成等を図ることなどとして、安全・安心な地域社会の構築を図ることとしております。

このように、ガイドライン設置前には、施設の把握が出来ていない現状であったために建設中及び今後設置する小型風力発電施設等に関しまして、工事施工中及び設置後の管理などについて、実態把握に努めるために、ガイドラインを制定したところでございます。

ガイドライン制定後の取り組みでございますが、ガイドラインの周知につきましては、町ホームページに掲載をいたしました。

さらに、設置者には、直接、届出書提出依頼の文書を郵送いたしまして、制度の周知を図ったところでございます。

その結果、12月4日現在、町への届出書提出件数は、小型風力発電施設につきましては、国の認可を受けました75件のうち59件。太陽光発電施設では、国認可の17件のうち11件の届出書提出がございました。

また、この届出書の提出や問い合わせの際には、本町ガイドラインの制度説明を行い、内容の理解をいただいた後、届出書を受理いたしております。

このように、現状におきましては、建設現場などにおけるトラブルなどの情報もございませんし、制度についてのご理解をいただいているものと考えておりますが、今後も事故やトラブルなどが無いように、設置者への指導と周知及び情報収集を図ってまいります。

万が一、本ガイドラインに違反している事実を認定した場合は、四国経済産業局へ情報を提供いたしまして、ご指導をいただくこととしております。

以上のような状況でございますので、「条例制定を早急に作るべき」とのご質問でございますが、当面は、本ガイドライン制度の指導・周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上で、中村議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき2回以内と定めます。

中村議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（中村明和） 議長

○議長（山本吉昭） 中村議員

○議員（中村明和） 町長の答弁、大変分かりやすく理解もできるんですけど、確かまだ佐田岬灯台観光の進捗状況言うか、将来的には私聞いた範囲では、宇和海側に灯台棧橋つけるとか、はなはなの前に木棧橋をつけるというような計画があるように聞いておるんですけど、確か今年度は、大型の佐田岬灯台に関する工事がなかったように思うんですけど、なぜ継続してできないのか。ちょっと疑問しとるんですよ。とにかく、観光振興、観光産業言うのは、スピード感もってやらなかったら全国どこの町でも前向きに取り組んでるので、是非ですね、継続して事業することをお願いしたいんですよ。それとですね、先ほど言われましたツーリズム協会もそうですけど、産業課の観光商工課室ですかね、5名。それとツーリズム協会が3名ですね、たった8名でこれから観光振興を進めていくのは、ちょっと私には人数が少ないんじゃないかと思うんですよ。それにですね、観光商工室の5名の方々が日本国中どの町も頑張って、観光振興取り組んでおるけど、成功した事例の町に勉強なり、視察なり、ここ過去数年間何名の方がどの町に行かれたのか、ちょっとそれを伺いたいと思います。それと、企業誘致の話ですけど、先般ですね、町内の知人から、一から起業を起こしたいと町の方に相談行ったらいいんですけど、どうもその伊方町の企業誘致の条例は、大企業を誘致する前提の条例であって、自分が起こそうとする企業には向かないと、ちょっと具体的に聞いたら、社員3名ぐらい、パート4、5人ぐらいでちょっと企業起こそうかなと思って、それで自分が思う当てはまる町、県内にしたら、他の町で企業を起こすという話を、なんて残念な話やなど、大

きな企業をいっぺんに誘致するやなしに、こまい企業が起こそうとする人たちがスムーズに起こせるような仕組みを作るがが、一番雇用の場も生まれてくるんじゃないかと、その辺いかがですか。

○議長（山本吉昭） 只今の中村議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 具体的なことは後で課長から補足していただきたいと思いますが、まず1点目の継続した事業展開ということは、そのとおりだろうというふうに思っております。昨年、灯台100年事業で大々的に行ったんですけども、今年は去年の台風であそこの施設がやられたということもあって、思うような展開が出来てないというのもご指摘などおりであるというふうに思います。ご指摘をいただいた点につきましては、今後の取り組みとして例年継続した事業展開ということに努めてまいりたいというふうに思います。他町の視察については、担当課長から申し述べさせていただきますし、企業誘致条例につきましては、ご指摘の点がありましたら、後ほど調べて小さな企業でも対応できるような条例にかえていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（山本吉昭） 産業課長

○産業課長（田中洋介） それでは、クルージングの灯台の案件でございますが、灯台の発着につきましては、工事が非常に大規模になると今のところ想定しておりますので、現在検討中というところでございます。今から考えているところでございます。それと先進地、観光の先進地につきましてでございますが、これとって視察に出かけたというのは近年ございません。今、愛媛県それと大分県そういったところと連携していろんな観光振興策、商店街の振興そういったところにつきまして、隣の隣県、大分県それと愛媛県を通じて広島県そういったところの自治体との交流は取れておりますので、今のところそういったところで、少ない人数でございますが、対応している状況でございます。以上です。

○総合政策課長（橋本泰彦） 議長

○議長（山本吉昭） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本泰彦） 失礼いたします。伊方町の企業誘致条例について、説明させていただきます。伊方町の現在あります企業誘致条例につきましては、企業誘致促進奨励金と雇用促進奨励金の二つがございます。企業誘致促進奨励金につきましては、施設をつくった際の固定資産税と特別土地保有税の額につきまして、半額を3年間ごとに交付するとその際、投資されます、固定資産の額が3,000万円以上のものとなっております。もう一つでございますが、雇用促進奨励金につきましては、常時、従事される従業員の方が3名以上のところとなりまして、1名につき10万円以内の額を奨励すると、2,000万円を超える時には、2,000万円を限度額とする条例になっております。先ほど、町長が申しましたように小さな企業に対しましても今後企業誘致にできるような制度については、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。中村議員、再々質問はありませんか。

○議員（中村明和） 議長

○議長（山本吉昭） 中村議員

○議員（中村明和） 先般、県知事選挙でも中村知事がですね、町長と大変旧知の間柄で、町民にもマイクを握ってアピールしてました。できることはなんでも出きるとにかく知事がトップセールス得意な方なんで、町長も是非ですね、大型の工事、難しい栈橋が難しいと思えばですね、トップセールスですね、知事といくらでも年間話す機会があると思うんですよ、その辺はやっぱ有効に利用してですね、早め早めの対応をお願いしたらと思います。それとですね、産業課長先ほど答弁しましたけど、職員をどこ勉強にも研修行かせてないというのは、私はこれ大変不思議でなりません。我々議員もですね、何年か前か先進地、観光振興で成功した島根県の海士町行きました。是非ですね、優秀な職員もたくさんおる思うんですよ、とにかく外へ行って勉強してもらわんことには、私はもう全然そのこのままでは、成行き立たんのではないか。海士町の場合ですね、言うたら伊方町のツーリズム協会と同じような仕組みで観光協会、13名の職員がおるんですよ。それとですね、新しい新設、道新設して、一つの所は、ちょうど湊、湊玄関口に一つの所をおいとるんです。できたらですね、ツーリズム協会を大きく、人数10名ないし、それ以上増やせなかったら観光振興に力入れるというのであれば新設してね、産業課か観光課を別にしてでも新しいを作って、前向きに取り組んでいただきたいと思うんですよ。そのぐらいしなかったら、観光産業、観光振興は、成功しないんじゃないかと思うんです。それと企業誘致のことなんですけど、一番大きな企業誘致の補助金は原子力発電施設、周辺地域、企業立地支援事業、通称F補助金ですかね、これが一番おっきい補助金や思うんですよ。この一番おっきい発電所の補助金が大企業を念頭に置いた補助金なんです。そやから個人が1人ないし、10件を10人が企業を起こせば、そこに雇用の場が生まれるんですよ。2人が3名ずつ雇っていただいて、そういうことからこうしていただいて、是非その使い勝手のいい条例に改正なり、改めていただいて、是非前向きに取り組んでいただきたい。よろしく願います。

○議長（山本吉昭） 只今の中村議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 職員の配置につきましては、適正な配置に努めてまいりたいと思いますけれども、確かに300人合併時いた職員が200人になって、どの部署も手一杯というのが現状であるというふうに思っております。その中で事業もスクラップアンドビルドを基本として、やっていきたいと思っておりますし、職員の配置につきましても必要なところには、限られた人数でありますけれども、重点的に配置するあるいは、希望的な配置でお互い助け合えるような仕組みを考えていきたいとそういったところで観光振興に支障のないような職員配置に努めてまいりたいというふうに思います。他の件につきましては、担当課長からの答弁とさせていただきます。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（山本吉昭） 産業課長

○産業課長（田中洋介） 議員ご指摘のとおり、今後外に目を向けていろんなところの観光施策について、勉強してまいりたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

○総合政策課長（橋本泰彦） 議長

○議長（山本吉昭） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本泰彦） 失礼します。先ほど、議員が申されました、F補助金など、国補助制度になりますので、これらにつきましては、様々なところで要望できるところは、要望できる範囲で今後行っていきたいと考えております。条例につきましても他の町などいろいろみながら検討してございますが、今後先ほども申したように小さな企業、少ない人数に対しましても今後はどのようなことができるのか。産業課とも協力しながら、進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（山本吉昭） 以上で、中村議員の大綱1を閉じます。中村議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（中村明和） 議長

○議長（山本吉昭） 中村議員

○議員（中村明和） この私の一般質問したのは、9月の全員協議会で、その当時も私は大変将来的に不安な先ほど町長答弁で、全然触れなかった海の汚染ですね、海の汚染、これは一番ネックになる思うんですよ。それですね、私も9月の全協で質問して、厳しいことも言いました。阿部議員も言われて、漁協の組合長としての立場も意見も随分言われた思うんですよ、その後課長、正野の現地行かれましたか。完成されてから、私先月ですね、11月ちょっと串地区に用事あって、行ったんですよ。風車回ったから、どういう工事をしておるかなと見に行ったんですよ。ものの50m上がったら、軽トラックが動かんようになって、断念して引き返って、歩いて登ってきました。それは見事、見るも無残な、うん、木を伐採、やりっぱなし、道は土丸出し、これはもう完全な自然破壊です。はっきり言って。こういう甘いガイドラインでは到底太刀打ちできません。それから今後まだ50何基に申請して伊方町内に出来ようとするれば必ずその業者は、この正野の仕上がった現場をみて同じような工事をする思うんですよ。これ早急に対応しなかったら、大変な問題になる思いますよ。一次産業の漁業、とくに正野地区は宇和海側、瀬戸内海、最高の漁場なんですよ。潜り海士業しとるもんにとって、ここが汚染されて、山土が流れたらですよ。磯枯れになってしまって、魚介類が食べる。海草が生えなくなるんですよ。これも目に見えてるんですよ。私も30数年も漁業やって、分かってるんですよ。海岸線で山崩れしたら、磯は、磯焼けして育たないんです、海草が、生き物も生きていけない。これ早急に対応してもらわなかったら、大変もう重大な問題になる思うんですよ。いかがですか。

○議長（山本吉昭） 只今の中村議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総合政策課長（橋本泰彦） 議長

○議長（山本吉昭） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本泰彦） 失礼いたします。正野の現場につきましては、私も9月の全協の後にも行きまして、その後、昨日部下に行かせまして、写真を撮って帰ってきました。町道からの上り口はコンクリートで舗装しておりました。頂上に上がったところからは、土の道で7基から8基が現在建設出きおる状況でございます。一応、この業者に関しましても届出は窓口に来られまして、状況は聞いております。先ほど、町長が答弁いたしましたように現地の関係につきましては、状況を確認しながら、あまりにも整備なり、不完全であれば町の方も指導いたしまして、今後は行っていきたくて考えております。以上でございます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。中村議員、再々質問はありませんか。

○議員（中村明和） 議長

○議長（山本吉昭） 中村議員

○議員（中村明和） あのですね、もうそういう対応では、間に合わない思うんですよ。甘い対応では、先ほど言われた町長は、どこですか、国かどっかのそこへ言うていかなければ、と申しますのもですね、この風力発電の先進地、静岡県伊豆半島ですかね、もう既に出とるんですよ。そこではですね、2020年に早問題が起きて、南伊豆漁協が漁業被害懸念という見出しで、地方新聞が一面に。

○議長（山本吉昭） 中村議員

○議員（中村明和） はい

○議長（山本吉昭） 2020年という表現は。

○議員（中村明和） 平成20年、ごめんない。平成20年に地元新聞が風車建設による南伊豆漁協が漁業被害懸念という見出しで、町に現状調査と改善要望出しておるということなんです。そんだけ先進地は、漁場被害は出よるということなんです。そやから早く対応しなければ、これから今後50基ぐらい計画あるんでしょ、伊方町。それを一番私は心配してるんですよ。次の工事するもんは、正野の工事の完成を前提にしてする思うんですよ。町は何も指導しない。何も対応しない。問題視もしなかった。漁業者にとって、ほんと死活問題ですよ。今漁場者は、漁業者がですよ、海を守るために山に上がって植林する時代ですよ。地元にちりめん屋さん海のために植林何年前から取り組んでおるというのは聞いておりますけど、そういう時代ですよ。何も伊方町に関係ない事業者がですよ、個人の銭儲けのために自然破壊して、そういうことを許されるんですか、是非ですね、前向きに対応していただけなかったら、これは大問題になる思うんですよ。いかがですか。

○議長（山本吉昭） 只今の中村議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総合政策課長（橋本泰彦） 議長

○議長（山本吉昭） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本泰彦） 失礼いたします。今ほどのご質問でございますが、ガイドラインにおきましては、それぞれ森林の伐採や造成工事を行う際、担当課の指示に従い施工にあたっては、

十分配慮することとなっております。現状を再度確認いたしまして、それぞれ建設課なり産業課なり、それぞれの担当課、森林伐採でありますとか、そこら辺の担当課の指示もあろうと思っておりますので、役場内で再度確認すべきところは確認いたしまして、業者の方に指示と指導を今後も行っていく考えでおりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（山本吉昭） 以上で、中村議員の一般質問を終わります。暫時休憩をいたします。再開は、11時30分からといたします。

休憩 11時17分

再開 11時30分

○議長（山本吉昭） 再開をいたします。続いて、木嶋英幸議員、一般質問をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 失礼いたします。先ほどから、2名の議員さんの質問の中にもありましたが、現在の伊方町の人口がかなり減っているのは皆さん、ご存知のとおりだと思います。人口が減るということは子供の数も減るということで、かなり学校の運営にも支障がきたされているように思われます。そこで、大綱1として、学校編成に伴うことについてお伺ひいたします。現在伊方町には、小学校6校、中学校3校、高校1校がありますが、来年度からは、小学校が1校減で5校になります。学校は地域を支える大切な拠点であると共に子供たちの声が聞こえなくなるのは非常に寂しいことと思われます。今の現状では仕方のない事かも知れませんが、まず最初に(1)として小中学校の活動においてお尋ねします。児童・生徒の減少で部活動や学校行事がやっていきにくい現状だと思われますが、今後どのような見通しやお考えかお尋ねします。

続いて、三崎高校についてお尋ねします。来年度、入学生が41名に達しない場合、分校されこれからのように聞いておりますが、対応策を何か考えておられますか。町内の中学3年生全員が入学しても定員割れしそうな状況であれば、町外また県外からの生徒募集をかけ、受け入れ態勢の充実をはからなければならないと思います。地元の皆さんの協力を得て、寮とか下宿を造らなければならないことは必然的です。生徒募集をかけるにしても、寮などの受け入れ環境が整っていなければ、来ていただいても住むところがないでは話にならないと思います。

町営の寮などを造る考えはないかお尋ねします。

続いて、最近の高校はどの高校もそれぞれが特徴を出して、他校にない事を特化したり、地元の産業との関わりを持たせて地元の良さを知ってもらい、いずれは地元に住んでもらえるような授業の取り組みをしている学校が増えているように思いますが、今の三崎高校には僕には特徴が見えません。廃校になれば伊方町には高校が無くなり、学校教育の事を考えると子育て世代の若者が三崎地区からどんどん減っていき、人口減少に伴い経済も衰退の一途をたどると思っております。義務教育と

は、考え方の違いがあると思いますが、町長はどのように考えているかお尋ねします。

大綱2最近特に人家の方にも大変イノシシの足跡が見られるようになったと聞いております。人害が出ない現状をまだいいとしますが、そのことで、有害鳥獣対策についてお伺いします。その1今年度の有害鳥獣の被害状況について、被害の範囲や被害額などをお尋ねします。どの様な有害鳥獣がいて、その対策をどのようにしているかもお尋ねします。

その3有害鳥獣の捕獲に対して、町から助成金を出していると思いますが、被害を少なくする為にももう少し助成金を増やして、沢山捕獲していただくような意欲をかきたてるためにも今後助成金も増やすことを考えはないかお尋ねします。

続いて、イノシシが集落内にもよく見かけられるようになったが、現状は畑などの農作物の被害のみで、今のところ人に被害は出ておりません。が、先般実は私ごとですけど、私の会社の駐車場や周りを整備するために今土を掘り起こしておるんですけど、ほんとに人家の言うたら真中でいうか人家の中にある工場にもかなり大きいイノシシの足跡があります。そういうことを思えば、いつ人的被害が起きてても不思議ではないと思われます。

少しでも早く対策をするためにも、助成金以外の対策はないか、どのように考えておられるかお尋ねします。以上、終わります。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の質問にお答えをいたします。

まず、大綱1の「学校編成等について」数点質問がございましたが、私からは3点目の質問についてお答えをさせていただきます。

ご質問の内容は、「今の三崎高校には特徴が見えず、もし廃校になれば地域の経済が衰退する」としたうえで、町長の考えはどうかということでございます。

私といたしましては、確かに三崎高校は普通校という意味では特徴が見えにくいかも知れませんが、それとは違った意味で非常に特徴のある素晴らしい高校であるというふうに思っております。

その特徴とは生徒の生き生きとした輝きであり、教師と生徒が一丸となって学校を盛り立てていこうとする真摯な姿であるというふうに思っております。

もう少し具体的に申しますと、例えば本年の公営塾の開設がきっかけで、10月にオランダで開催された、世界各国の次世代を担う若いリーダーが一堂に会する世界ユースサミットに、国内唯一の高校生として三崎高校から1名が参加し、同校の魅力を我が国の内外を問わず大いに発信できたことは特筆すべきことだと思っております。

このことは、まさに、四国の最西端から最先端に飛躍する大きな転機だと思っており、人財育成の観点からも、今後もこのような支援を続けてまいりたいと考えております。

また、三崎高校は、町内唯一の高校であるがゆえに、地域と深い絆で結ばれており、地域に根差

した様々な活動を行って来ています。

町内の各種行事にも積極的に参加していただき、町の活性化にも貢献していただいているところでございます。

今後同校の卒業生がブーメラン人材として伊方町の発展に貢献してくれることを大いに期待をいたしているところでございます。

町といたしても三崎高校の存続は、町の重要施策として位置付けておりますので、今後とも同校との連携を一層強化し、積極的にこれを支援してまいりたいと考えております。

特に本年度は同校にとって正念場の年であり、現在先生方を始め関係者は生徒数の確保に東奔西走されているところでございます。

木嶋議員をはじめ、議員各位におかれましては、今後とも同校に対しまして一層のお力添えを賜りますようよろしくお願いをいたします。

次に、大綱2の「有害鳥獣対策について」のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の「今年度の被害の範囲、被害額」についてでございます。今年度の有害鳥獣の被害状況につきましては、現在柑橘の収穫シーズンでございますので、具体的な数字をあげることはできませんが、イノシシの捕獲頭数は9月までの半年間でイノシシ151頭と例年とほぼ同じ水準でございます。

毎年被害状況をまとめている西宇和農協によりますと、イノシシの被害は例年並みであります。タヌキ、ハクビシンの被害は増加傾向、ヒヨドリは減少しているとのことで、全体としての被害は昨年度と同程度になる見込みと思われま。

ちなみに、昨年度の被害実績は、被害面積20ha、被害量146t、被害金額3,698万5千円であり、このうちイノシシによる被害が、7.6haで2,047万円となっております。

次に、2点目の「有害鳥獣の種類とその対策について」でございます。

町が有害鳥獣の駆除を許可しておりますのは、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、ヒヨドリ、カラス、ニホンジカの6種類でございます。

ニホンジカは目撃されておりますが、具体的な被害報告は現在のところ上がっておりません。

有害鳥獣の対策といたしましては、攻めと守りの両面で講じております。

攻めの対策は、有害鳥獣の捕獲でありまして、現在、瀬戸と伊方地域が休猟区に指定されていることから、町内全域に1年間を通じて有害鳥獣捕獲の許可を出しているところであります。

捕獲に対して報奨金を交付し捕獲を促進しているほか、捕獲者を確保するために、狩猟免許取得や更新、狩猟登録に対する助成を行っております。

守りの対策は、有害鳥獣を農地に寄せ付けないようにする対策でございまして、国、県の補助事業を始め、町単独の補助事業により、鉄筋柵や電気柵の設置に対する補助や箱わなを購入をいたしております。

次に、3点目の「助成金を増やす考えはないか」でございますが、平成28年度までは有害鳥獣連絡会へ、500万円の定額助成を行ってございましたが、昨年度からはイノシシ1頭につき1万円を交

付する実績に応じた助成金に変更しているところでございます。

また、今年度からは対象鳥獣をイノシシだけでなく、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン、カラスも助成金の対象として、狩猟者の捕獲意欲を高めているところでございます。

今後におきましても、狩猟者のご意見を踏まえながら、必要な施策に取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、4点目の「イノシシによる集落内での人的被害への対策について」でございます。イノシシは、多くの野生動物の中でも警戒心の強い動物であり、住宅地に出没することは基本的にはないと言われております。

しかしながら、本町はイノシシが生息する山間地と住宅地が近接していることから、住宅地において頻繁に出没の報告を受けております。出没の連絡を受けた際は、防災行政無線での住民への周知をはじめ、警察及び猟友会に連絡を取り、現場へ駆けつけておりますが、これといった対策がないのが現実でございます。

現在は、区長さんをはじめ近隣住民の了解のもとで、猟友会の協力を得ながら、箱わなを設置して対応をいたしております。

今年度、何頭かの成果も上がっており、追加の箱わなを購入する予定でございました、それを支所単位で配備して、迅速な対応ができるように体制を整えているところでございます。

イノシシは草むらや藪を好みますので、集落での除草作業の徹底や農地では果実の放棄をしないこと、集落内の菜園にも柵を設けるなどといった、餌場となるような場所をなくすことなど、集落と関係機関が協議をしながら、被害防止体制を整えてまいりたいと考えております。

以上で、大綱2の答弁とさせていただきます。

その他の質問につきましては、教育長から答弁をいたします。よろしくお願いいたします。

○教育長（河野達司） 議長

○議長（山本吉昭） 教育長

○教育長（河野達司） 木嶋議員のご質問にお答えをいたします。私からは、大綱1の学校編成等についての1点目と2点目につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、1点目の「小中学校の部活動や学校行事の今後の見通しや考え」についてでございますが、議員ご案内のとおり、少子化の影響で、児童・生徒数は、減少の一途をたどっております。

平成30年3月末現在の住民基本台帳を基に、6年後の2024年度の児童・生徒数を試算しますと、小学生が244人、中学生が150人、計394人となり、今年度に比べの合計で76人の減少となります。このような中、特に中学校における部活動におきましては、全体で、今年度をもって4つの部が、来年度中には2つの部がそれぞれ廃部となり、再来年度は、男女別で分かれていますが、伊方中学校が5部、瀬戸中学校が3部、三崎中学校が2部となる予定となっております。3年後以降は、さらに種目数の減少も予想されることから、学校単位での部活動の存続が困難となってまいります。

このようなことから、現在、瀬戸中学校・三崎中学校合同での男子バレーボール部のような実績もあり、一方で、本年7月に策定しました「運動部活動での指導ガイドライン」に基づき、拠点校

による合同部活動等の取り組みについて学校とも連携し、研究を進めているところでございます。

小・中学校の学校行事につきましては、規模の違いもあることから、実情に応じた工夫をはじめ、現在実施しております全小学校合同での修学旅行や宿泊を伴う校外研修活動のように、学校単位での行事運営にこだわることなく、合同での行事運営も視野に入れ、保護者をはじめ地域との連携を密にした運営に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の「三崎高校における町営の寮などを造る考え」についてでございます。三崎高校におきましては、議員ご指摘のとおり、来年度の入学生が41人に達しない場合は、その次の年度から分校化となりますが、分校化回避の町の取り組みといたしましては、従前のバス通学生に対する通学費の補助、今年度からは、寮費補助の増額をはじめ、将来伊方町の活性化のために仕事をつくりたいと思う人材の育成を目的に公営塾を開設し、現在41名の塾生が励んでおります。

また、来年度以降の入学生に対しましては、経費の負担軽減を助成目的に5万円の地域商品券の支給に取り組んでおります。

一方で、三崎高校におきましては、来年度の入学生募集を全国に広げ、同校の特色や、先ほどの町の取り組みを含め情報発信に取り組んでまいりました。

このようなことから、町といたしましては、速水寮に入る生徒数を見極めたうえでの判断となりますが、現在のところ、寮近くにある使用されていない三崎高校教員住宅を土地を含め、町がこれを譲り受け、寮として整備することを視野に入れ、県と協議を進めているところでございます。

以上で、木嶋議員の一般質問に対する私の答弁とさせていただきます。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき2回以内と定めます。

木嶋議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） はい、議長

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） まず、最初に義務教育の方を先に書いてるんで順番からして、例えば今瀬戸地域のような場合に三机小学校、大久小学校、瀬戸中学校の3校が学校としてあります。今瀬戸中学校の環境がですね、かなり広い敷地があって、使える施設もかなりあるように思われます。そこで同じ敷地内に3校を併設して、例えば小中一貫校のようなモデル校をつくることはできないのか。と、言うのも瀬戸中が敷地も広いがうえに体育館やグラウンド、野球場などが、周りにあります。こんないい条件があるので、ちょっと考えていただきたいなと思ってます。それから今後、小学校においても英語の授業が必修となると思われます。そこで英語の専科の先生がALTの活用がより活発化されるように、近いと融通が利きやすいような気がします。直ぐには難しいかもしれませんが、そこらのことも検討に組み込んでいただいて、そういう考え方は今の時点であるかないかお尋ねします。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（河野達司） 議長

○議長（山本吉昭） 教育長

○教育長（河野達司） 今の木嶋議員さんのお話では、小中一貫校辺りのお話かとお伺いさせていただきました。小中一貫校につきましては、近年山間地から離島辺りで閉校の危機に直面している学校で、取り扱われていることがあります。義務教育学校と称して、小学校の6年間と中学校の3年間を一体のものにして、小中学校という一つの学校を作っていく、そこで教育も小学校の免許も中学校の免許を持った教員を配置して、どちらの指導もできるように一貫教育を行っていくというふうな手法でございます。そこら辺りも今後、伊方町の学校再編計画を考える際には、一つの選択肢の一つになってこようかと思えます。これからまだ後23年の学校再編計画が今年度を持って水ヶ浦の統合をもって終わりますので、新たな再編計画を今後考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） はい

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） ……ありがとうございました。続いて、高校の方に入るんですけど、僕が尋ねた。県としてですね、三崎高校の寮はできない、その理由としては前回寮を編成する時に定員を今までの半減で寮を造ったということみたいで、それを今更、寮の定員が足りないんで、造ってくださいというのはムリな話、その代り先ほど答弁にもありましたように代替えとして、教員住宅を町に払い下げて、町営の寮であれば県としてもバックアップできるんで、そういうことはできないか。て言うような逆に問いを投げられました。これ、来年の3月ということは、生徒募集を掛けるにも、今もう既に掛けてなければ遅い状況だと思います。受け入れの環境がないと来てくださいます。やっぱりムリな話で八幡浜ぐらいであればバス通学、先ほど助成も考えているということも言っていたんですけど、バスで通えないとこまで視野に入れてやっぱり募集掛けていかないといけない。それには、受け入れの環境が絶対的の必要だと私は思っております。その観点から、時間がないんで町長さんにお尋ねするんですけど、町営の寮を造る気持ちはあるかないか、できたら即答いただきたい。それと今結構移住促進なんかのイベントもやっておるんで、その時にも都会とか、大阪や東京の方面の方にも三崎高校の魅力を発信していただいて、三崎高校を抱えた伊方町は素晴らしいところですよ、どうですか、住んでいただけませんかということもお伝えしていただければ、少しでも三崎高校のPRになるのではないかと思いますので、そういうことも今後視野に入れていただけるかどうか、お尋ねします。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（河野達司） 議長

○議長（山本吉昭） 教育長

○教育長（河野達司） 今年度におきましても速水寮に入りきれない生徒を町の教員住宅に受け入れて、対応をしているところです。来年度も今のところ県の速水寮に入ってる生徒が10人抜ける

予定です。新たな生徒が何人入るかは、まだ今のところの段階では分かりませんが、より人数を確保するために町内、県外にも呼びかけて入学生が入ってくることを予想しておりますので、受け入れ体制として、寮に入りきれない場合には、県の譲り受けた住宅を改修するなり、新たに県の・・・の施設に建て直すなりする方法で、対応したいと思いますが、今の時点では県の住宅は間に合いませんので、当面取り敢えずの今度の入学生に対してのオーバー分については、町の住宅、今おこなっておりますところを解放して、進めていきたいと思っております。

○議長（山本吉昭） 以上で、木嶋議員の大綱1を閉じます。

木嶋議員、大綱2の再質問はありますか。

○議員（木嶋英幸） はい

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 有害鳥獣の件なんですけど、今各支所に箱あなが何個か常備されているようにも聞きます。が、先般ですね、私が住んで居る地区で地区内に相当被害が出るんで、箱穴を掛けて欲しいということで、猟友会の方たちにかけていただいたんですけど、罾が小さくてですね、入った形跡はあるけど、お尻の方にあたって、蓋ができなかった。というような現状で、猟友会からももっと大きい罾を常備して欲しい。というようなことを私聞きました。今後ですね、箱あなの準備も考えてると先ほど町長もご返答いただきましたけども、どうせするんなら、大きいのをすえていただけないか。それと現在は、まだ伊方町に実績はないというか、はっきりした確認をされていないニホンシカですかね、八幡浜市には既に確認されているようで、群れがきた時にはかなりイノシシより難しいような話を聞いております。そこらも早めに手を打って保護をしていただきたいなと思っております。先般、松山市でもあの町の中というか、で、イノシシによるけが人が出ています。ということは、本当にいつ出てもおかしくないんで、早急に対応していただくようお願いしたいと思います。

○議長（山本吉昭） 只今の木嶋議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（山本吉昭） 産業課長

○産業課長（田中洋介） 只今の議員の言われたように箱あなの大きさにつきましては、小さいのであれば大きなのも今後整備していきたいと考えております。また、鹿の対策につきましても今後考えていきたいというふうに考えております。以上です。人的被害につきましては、先ほど町長の方からも申しましたが、集落内での除草作業といった餌場をなくすような努力も共にやっていただきたいと思っております。

○議長（山本吉昭） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、再々質問はありますか。

○議員（木嶋英幸） はい

○議長（山本吉昭） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 最初の大綱の質問の中に捕獲した物についての助成金のお願いをしましたけ

を答弁させていただきましたが、調べましたところ八幡浜市で助成しているということが分かりました。現在、県内の状況については、現在調べておりますので、私の勉強不足で議会及び議員にご迷惑をおかけしました、お詫びして訂正させていただきます。

○議長（山本吉昭） 日程第5「寄附採納について」報告第7号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松爲俊） 議長

○議長（山本吉昭） 副町長

○副町長（濱松爲俊） 報告第7号 寄附採納について、ご報告をさせていただきます。伊方町湊浦1077番地、湊浦一地区 区長品川千秋氏より寄附の申し出があり、採納しましたので、ご報告するものでございます。寄附物件は、建物鉄筋コンクリート造瓦葺2階建、床面積が1階286.69㎡、2階が278.14㎡でございます。所在地は、伊方町湊浦字東1987番地他3筆でございます。家屋番号は、1987番です。寄附物件用途は、集会所、名称は湊浦ふれあいセンターでございます。採納年月日は、平成30年11月22日でございます。よろしく願いいたします。

○議長（山本吉昭） 報告事項であります。質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号「寄附採納について」を閉じます。

議案第89号

○議長（山本吉昭） 日程第6「伊方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第89号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） 議案第89号 伊方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

この条例は、国において昨年12月26日に閣議決定された「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、国の基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、別添の参考資料、新旧対照表をお願いいたします。

なお、改正内容のうち、条項の整理や字句の修正については省略をさせていただきます。

資料は、2頁の下段から3頁の上段になりますが、第6条中に、第2項と第3項を追加いたしております。これは、代替保育に係る連携施設の確保義務を緩和するための改正でございます。

次に、3頁の中ほどになりますが、第16条第2項に、第4号を追加いたしておりますが、これは、

家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大のための改正でございます。

次に、5頁をお願いいたします。附則第2条中、第1項の次に、第2項を追加いたしますが、これは、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間を延長するための改正でございます。

以上、家庭的保育事業等に関する要件緩和のための改正内容であります。現在のところ、町内において家庭的保育事業の実施予定はございません。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日からといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第89号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第89号「伊方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第90号

○議長（山本吉昭） 日程第7「伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第90号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 保健福祉課長

○保健福祉課長（坂本明仁） 議案第90号 伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、放課後児童クラブに関する国の省令が改正され、放課後児童支援員の資格要件が拡大されたことなどに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、別添の参考資料、新旧対照表をお願いいたします。

まず、第10条第3項第4号の改正後の規定を、「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」という内容に改めますが、これは、教員免許の更新を受けていない場合であっても免許状を有する者は該当者となる、という内容といたしまして、教員免許を有する者に対する規定を、より明確にする改正内容となっております。

次に、同項第 10 号として「5 年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、町長が認めたもの」を加えまして、支援員として従事できる者の資格基準を緩和するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日からといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のうえご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 90 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 90 号「伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 91 号

○議長（山本吉昭） 日程第 8「伊方町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」議案第 91 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第 91 号 伊方町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

このたびの条例改正は、平成 30 年 12 月 31 日付けをもって、正野出張診療所を廃止し、また廃止に伴い、串診療所の診療日及び診療時間を変更するための改正となっております。

改正内容を新旧対照表にて、ご説明いたしますので、別添の参考資料をお願いいたします。

第 2 条関係、別表第 1 及び第 6 条関係、別表第 2 に掲げております。「伊方町国民健康保険正野出張診療所」の項を削除することにより、廃止とするものでございます。

また、第 6 条関係、別表第 2 に掲げております、串診療所の診療日及び診療時間につきましては、正野出張診療所の廃止に伴い、診療日を月曜日から金曜日、診療時間を曜日に関係なく午前 8 時 30 分から午後 5 時までとするものでございます。

なお、この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 91 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 91 号「伊方町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 92 号

○議長（山本吉昭） 日程第 9「伊方町集会所条例の一部を改正する条例制定について」議案第 92 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（山本吉昭） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 92 号 伊方町集会所条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

この条例改定につきましては、湊浦ふれあいセンターの寄附採納に伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正内容でございますが、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、参考資料をお願いいたします。

別表第 1 河内集会所の項の次に湊浦ふれあいセンターを、位置の欄に伊方町湊浦 1077 番地をそれぞれ追加するものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（山本吉昭） 末光議員

○議員（末光勝幸） この前の議案によりますと、採納年月日が平成 30 年 11 月 22 日となっておりますが、条例の施行日は翌年の 31 年の 4 月 1 日となっております。この期間のズレの理由をお聞かせ願いたいと思います。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（山本吉昭） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 失礼いたします。採納年月日につきましては、11 月 22 日ということで、この条例につきましては、町の集会所条例に位置付けるということを目的としております。それまでの間におきまして、他の集会所と同じように指定管理制度に基づいて、準備審議の方をさせていただきまして、施行の方を 4 月の 1 日から正式にふれあいセンターを伊方町条例に基づく集会所として、改称するというのでこの施行日とさせていただきます。

○議員（末光勝幸） はい、分かりました。

○議長（山本吉昭） 他ありませんか。（「なし」の発言あり）

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 92 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 92 号「伊方町集会所条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 93 号

○議長（山本吉昭） 日程第 10「伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について」議案第 93 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（鵜久森伸吾） 議長

○議長（山本吉昭） 総務課長

○総務課長（鵜久森伸吾） 議案第 93 号 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明をいたします。

この条例改正については、国の指定職及び特別職並びに愛媛県及び県内市町の特別職に準拠するため、本条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、期末手当支給割合を 0.05 カ月引き上げ、3.3 カ月を 3.35 カ月に改めるものです。

詳細については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので参考資料をお願いいたします。

上段の第 1 条関係、期末手当、第 4 条、第 2 項、第 2 号中、12 月に支給する額 100 分の 172.5 を 100 分の 177.5 に改め、費用弁償、第 5 条、第 3 項中、委員会の次に又は全員協議会を加えるものであります。

また、下段の第 2 条関係については、期末手当、第 4 条、第 2 項について、第 1 号中、6 月に支給する額の 100 分の 157.5 を 100 分の 167.5 に、第 4 号中、12 月に支給する額の 100 分の 177.5 を 100 分の 167.5 に改めるものであり、先に改定した第 1 条の期末手当の支給割合を 6 月、12 月に振り替え改めるものであります。

なお、附則においてこの条例は、公布日から施行するものです。ただし、第 2 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、ご審議の上、ご承認、賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 93 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 93 号「伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 94 号

○議長（山本吉昭） 日程第 11「伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 94 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（鵜久森伸吾） 議長

○議長（山本吉昭） 総務課長

○総務課長（鵜久森伸吾） 議案第 94 号 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明をいたします。

この条例改正については、国の指定職及び特別職並びに愛媛県及び県内市町の特別職に準拠するため、本条例の一部を改正するものです。

改正内容は、期末手当支給割合を 0.05 カ月引き上げ、3.3 カ月を 3.35 カ月に改めるものです。

詳細については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので参考資料をお願いいたします。

上段の第 1 条関係、期末手当、第 3 条の 2、第 2 項、第 2 号中、12 月に支給する額 100 分の 172.5 を、100 分の 177.5 に改正するものです。

また、下段の第 2 条関係については、期末手当、第 3 条の 2、第 2 項について、第 1 号中、6 月に支給する額の 100 分の 157.5 を 100 分の 167.5 に、第 2 号中、12 月に支給する額の 100 分の 177.5 を 100 分の 167.5 に改めるものであり、先に改定した期末手当の支給割合を 6 月、12 月に振り替え改めるものであります。

なお、附則においてこの条例は、公布の日から施行するものです。ただし、第 2 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、ご審議の上、ご承認、賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 94 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 94 号「伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第95号

○議長（山本吉昭） 日程第12「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第95号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（鵜久森伸吾） 議長

○議長（山本吉昭） 総務課長

○総務課長（鵜久森伸吾） 議案第95号 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明をいたします。

この条例改正については、国の人事院及び県の人事委員会の勧告に伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正の主なものといたしましては、給料表を平均0.29%引き上げや、勤勉手当の0.05カ月引き上げを行うものであります。

詳細については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料をお願いいたします。まず、伊方町職員の給与に関する条例の一部改正の第1条関係でございます。

1頁をお願いします。

初任給調整手当、第18条の3、第1項、第1号中の医療職給料表1の適用を受ける職員、いわゆる医師の初任給調整手当の月額414,300円を414,800円に、第2号中、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員の初任給調整手当の月額50,700円を50,800円に改正するものです。

次に、勤勉手当、第19条の4、第2項、第1号中、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給月額について、12月支給分を100分の95に改定し、第2号中、再任用職員の勤勉手当の支給月額について、100分の47.5に改定するものです。

次に、第2条関係でございます。

2頁をお願いします。期末手当についてですけれども、第1条、第2項中、6月及び12月に支給する期末手当の支給割合を再任用職員以外の職員にあっては、それぞれ100分の130とし、第3項、再任用職員にあっては、それぞれ100分の72.5に改定するものです。

次に3頁をお願いいたします。第19条の4、勤勉手当の6月、12月の支給について規定しておりますが、第2項、第1号の再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合をそれぞれ100分の92.5に、第2号で再任用職員の勤勉手当の支給割合を、それぞれ100分の45に改定するものです。

なお、この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するものであります。

以上、ご審議の上、ご承認、賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第95号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 95 号「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

散会宣告

○議長（山本吉昭） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、散会するものでありますが、今期定例会の会期中日程を念のためお伝えしております。20 日は、休会。21 日は、午前 10 時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもちまして散会いたします
お疲れ様でした。

（散会 13 時 28 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員